6　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

7　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　救急医療管理加算
ハ　超急性期脳卒中加算
ニ　妊産婦緊急搬送入院加算
ホ　在宅患者緊急入院診療加算
ヘ　診療録管理体制加算
ト　医師事務作業補助体制加算
チ　急性期看護補助体制加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
リ　看護職員夜間配置加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
ヌ　乳幼児加算・幼児加算
ル　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ヲ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ワ　看護補助加算
カ　地域加算
ヨ　離島加算
タ　療養環境加算
レ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ソ　二類感染症患者療養環境特別加算
ツ　重症者等療養環境特別加算
ネ　小児療養環境特別加算
ナ　無菌治療室管理加算
ラ　放射線治療病室管理加算
ム　緩和ケア診療加算
ウ　精神科リエゾンチーム加算
ヰ　強度行動障害入院医療管理加算
ノ　重度アルコール依存症入院医療管理加算
オ　摂食障害入院医療管理加算
ク　がん診療連携拠点病院加算
ヤ　栄養サポートチーム加算
マ　医療安全対策加算
ケ　感染防止対策加算
フ　患者サポート体制充実加算
コ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
エ　ハイリスク妊娠管理加算
テ　退院調整加算
ア　新生児特定集中治療室退院調整加算
サ　救急搬送患者地域連携紹介加算
キ　総合評価加算
ユ　呼吸ケアチーム加算
メ　後発医薬品使用体制加算
ミ　病棟薬剤業務実施加算
シ　データ提出加算

8　当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注１から注７までの規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１に掲げる療養病棟入院基本料１の例により算定する。

9　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ＡＤＬ維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、１日につき25点を所定点数に加算する。

Ａ１０６　障害者施設等入院基本料（１日につき）

１	７対１入院基本料	1,588点
２	10対１入院基本料	1,329点
３	13対１入院基本料	1,118点
４	15対１入院基本料	978点

注１　障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近３月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

3　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ	14日以内の期間	312点
ロ	15日以上30日以内の期間	167点

4　当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２３８－３に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算１又は新生児特定集中治療室退院調整加算２を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。